火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	第十九条第一項、同条第四項において準用する第十七条第八項並びに第五十条の二第一項の規定により読み替えられた第十七条第四項及び第八項	処分通知等
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第八条第一項及び第三項（これらの規定を第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第十九条の三第三項	処分通知等
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	第十一条第一項、第四十八条第一項及び第四十九条第一項、第十三条第二項、第十四条の二第四項、第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項、第十九条第二項（第十九条の十一第二項及び第十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項及び第二十一条第四項（第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）、用する場合を含む。）、第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第二十六条第四項、第二十八条第一項及び第五十三条第六項、第五十五条第三項（これらの規定を第六十条第二項並びに第六十一条第二項、第六十一条の二第三項、第六十一条の三第二項及び第六十一条の二の二第一項において準用する場合を含む。）並びに第六十一条の二の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第六十一条の二の十二第一項	処分通知等
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	第二十二条の二第一項	処分通知等
売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）	第二十八条第二項において準用する更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十三条第一項	申請等
	第二十二条第一項及び第二十七条第四項	処分通知等
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）	第五十九条第五項及び第十項	処分通知等
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）	第七条第一項及び第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第九条の五第二項、同条第四項において準用する第三条の三第三項、第九条の十第二項、同条第三項において準用する第五条第一項及び第二項	処分通知等
婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）	第十六条第二項	処分通知等
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第八条第三項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第七十五条第九項（第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第百一条第六項、第百一条の二第四項、第百七条第二項並びに第百七条の七第三項	処分通知等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）	第三十三条第一項	処分通知等
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）	第六条第一項及び第三項（これらの規定を第七条第二項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）	処分通知等
住民基本台帳法	第三十条の三第三項、第三十条の四第四項、第三十条の三十二第二項及び第三十条の三十五	処分通知等
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）	第七十二条第一項（第六十一条第一項の免許に係る免許証を交付する場合に限る。）	処分通知等
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第五条第二項及び第五項並びに第七条第二項	処分通知等
建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）	第二十一条第一項及び第三項並びに第三十四条第一項及び第三項	処分通知等
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）	第八条第一項及び第三項並びに第十一条第三項	処分通知等
外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）	第四条第一項（第二十一条の七第一項において準用する場合を含む。）	処分通知等
港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）	第十五条第一項及び第三項	処分通知等
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）	第七条第二項及び第三項並びに第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）	処分通知等
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）	第十七条第一項	処分通知等
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）	第五十六条の二十七第一項	処分通知等
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）	第百五十七条第一項、第百六十二条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十八条第一項、第百七十五条第一項、第百六十六条第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十五条第一項及び第四十六条第一項本文並びに第百六十七条第二項、第百六十八条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十五条第一項、第百六十六条第二項において準用する同法第四十六条第一項本文、第三項及び第四十七条第二項並びに第百七十六条第一項（ただし書及び第二号を除く。）並びに第百七十七条第一項	申請等
	第百五十七条第一項、第百六十二条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十八条第一項、第百七十五条第一項、第百六十六条第二項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十五条第一項及び第四十六条第一項本文並びに第百六十七条第二項、第百六十八条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十五条第一項、第百六十六条第二項において準用する同法第四十六条第一項本文、第三項及び第四十七条第二項並びに第百七十六条第一項（ただし書及び第二号を除く。）並びに第百七十七条第一項	処分通知等